

仕様書

第十一管区海上保安本部

1 件名

救命浮器 12 個ほか 1 点買入

2 目的

海上保安業務で使用する救命浮器及び救命胴衣を新たに買入れるもの

3 仕様

(1) 共通事項

- 総トン数 20 トン以上の船舶に搭載するものであること。
- 一定以上の性能を担保するため船舶安全法（昭和 8 年法律第 10 号）に基づく船舶等型式承認規則（昭和 48 年運輸省令第 50 号）に定める国土交通省の型式承認を受け、（一財）日本船用品検定協会の検定に合格し、かつ、最新の国土交通省型式承認物件一覧表（船用品）に掲載された型式であること。

(2) 救命浮器

- 定員 12 人用であること。

(3) 救命胴衣

- 1 人用の固型式であること。
- 大人用であること。

4 提出書類

- (1) 型式承認書（国土交通省発行のもの・写）
- (2) 検定合格証明書（（一財）日本船用品検定協会・写）

5 数量

- (1) 救命浮器 12 個
- (2) 救命胴衣 314 着

6 納入場所

平良港ターミナルビル1階（101号室）

〒906-0013

沖縄県宮古島市平良字下里108-11

7 納入期限

令和7年12月12日（金）

8 その他

- （1）納品する物品については、入札申込期限までに、別紙「仕様確認申請書」に同等品の規格等の記入及びカタログの写しを添付のうえ提出し、第十一管区海上保安本部総務課長の確認を受け、支出負担行為担当官の承認を得たものとする。
- （2）納品日時については、事前に第十一管区海上保安本部担当官と調整するものとする。
- （3）本仕様書記載事項に関し疑義が生じた場合は、第十一管区海上保安本部担当官と協議により決定するものとする。
- （4）支払いについては、検査職員の検査合格後、請負業者の請求に基づき行うものとする。
- （5）詳細については第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。